

岩手県告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 市街化調整区域から市街化区域に編入する土地の区域
  - (1) 盛岡市洪民字鶴塚及び字鶴飼の各一部（別紙図面のとおりに。）
  - (2) 滝沢市巢子の一部（別紙図面のとおりに。）
  - (3) 紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第4地割及び第5地割の各一部（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。